

# 賀川ハル（1888-1982）における女性観 家庭と市民社会における女性の役割<sup>1</sup>

岩田三枝子

（東京基督教大学専任講師）

## 序

賀川豊彦（以下、豊彦）（1888-1960年）と妻・ハル（以下、ハル）（1888-1982年）は、明治・大正・昭和において、キリスト者として市民社会<sup>2</sup>のための活動に取り組んだ夫妻である。その活動は、スラム活動、労働者組合、農民組合、生活協同組合、婦人運動、平和運動等、と多岐にわたる。また、家庭においては、一男二女の父親・母親でもあった。

豊彦については、豊彦がスラム伝道を開始した年から100年目となる2009年は豊彦の献身100周年として、各種講演会等といった記念行事が開催されると同時に、国外での豊彦研究の翻訳や、書籍の復刊、新たな研究書の発刊の機運も盛り上がりを見せ<sup>3</sup>、国内においても、キリスト教界だけではなく、一般的にもその評価が高まってきた感がある。豊彦は、幼児教育や福祉、生活協同組合運動、文学等の分野に

- 1 本稿は、2015年度東京基督教大学共立研究所個人研究助成による研究成果の一部である。また、2015年9月日本基督教学会口頭発表「賀川ハルにおける家庭観—家庭から市民社会へ」、および2015年9月キリスト教史学会口頭発表「賀川ハルにおける女性観—大正期婦人運動との関わりの中で」の両発表を統合し、修正・加筆したものである。
- 2 公共哲学の立場から、稲垣は下記の著において「市民」を次のように定義する。「非経済的（非利潤的）、非政府的（非暴力的）なレベルでの主体的に活動する意欲のある教養人」（111頁）。その上で、「多様に異なっている人々から成る」「他者性」を視野に入れた（77頁）、「異なる人びととの間の“協働性”」（78頁）が存在する市民による社会、すなわち市民社会の形成を提示する（稲垣久和・佐々木炎編『キリスト教福祉の現在と未来』キリスト新聞社、2015年、60-116頁）。本論においても、この理解に基づき、賀川豊彦・ハル夫妻が多様な他者のために活動を行った領域を、市民社会と呼ぶ。
- 3 例えば、Princeton Theological Seminary では各年、The Toyohiko Kagawa Lecture が開催され、2014年には賀川豊彦『宇宙の目的』がToyohiko Kagawa, *Cosmic Purpose*, ed. Thomas John Hastings (Eugene: Cascade Books, 2014). として英訳出版された。

においても注目されており、また近年は、公共哲学の領域においても、その友愛思想が取り上げられている<sup>4</sup>。

しかし、ハルについては本格的なまとまった十分な研究はまだ少ない<sup>5</sup>。多方面での膨大な業績を残した豊彦の妻であったために、その陰に隠れていたからかもしれない。また、現実的理由として、多くを執筆した豊彦に比べて、2009年にハルに関する一次資料を所収した『賀川ハル史料集』全3巻<sup>6</sup>が発刊される以前は、ハル自身が執筆したものは一般的には極めて手に入りやすく、彼女がどのような思想を持っていたのかを把握する材料が揃っていなかった理由もあるだろう。

従来のハルに関する伝記や論文には、豊彦の公共的活動においてその良き理解者、協力者であったことはすでに指摘されている通りである<sup>7</sup>。同時に、「ハル自身の独自性」<sup>8</sup>(三原容子)や、「ハルの中にも思想がある」<sup>9</sup>(賀川純基)、また「ハルは豊彦の影響を深く受けたが、それに甘んじることなく、彼女自身の思想を、より積極的に女性解放運動へ、また貧しい人々の救済へと活動の幅を広げていった」<sup>10</sup>(鍋谷由美子)等、そのハルが単に豊彦の内助の功としての役割に徹しただけではなく、独自の思想を持つ一人の活動家としての評価も指摘されている。しかし、どのような点に独自性があるのか、またその思想とは具体的にどのようなものであるのかは、先行研究の中では十分に明らかにされていない。

本稿では、ハルの女性観に着目し、ハルのキリスト教的思想が女性観・家庭観に与えた影響、及び市民社会と家庭における女性の役割の理解等を浮き彫りにする。

---

4 例えば、稲垣久和「公共哲学から見た賀川豊彦」(『明治学院大学キリスト教研究所紀要』(42)、2009年、247-279頁)、伊丹謙太郎「賀川豊彦を読む—公共哲学部門対話研究会報告」(『千葉大学公共研究』第5巻第3号、2008年、187-197頁)など。

5 2009年に『賀川ハル史料集』が刊行されたものの、管見の限りで、それ以降のハルに関する研究は、鍋谷由美子氏による修士論文を基盤とした以下のみである。鍋谷由美子「賀川(芝)ハルをスラム街へと動かした原動力とは」(『雲の柱』28号、松沢資料館、2014年、61-82頁)、鍋谷由美子『賀川ハルものがたり』(日本キリスト教団出版局、2014年)。

6 三原容子編『賀川ハル史料集』第1-3巻、緑蔭書房、2009年

7 例えば、白石玲子「賀川ハル」(『雲の柱』7号、松沢資料館、1988年、163-178頁)、加藤重『わが妻恋し—賀川豊彦の妻ハルの生涯』(晩聲社、1999年)、三原容子「愛妻 ハルの幸い、社会の幸い」(『ともに生きる—賀川豊彦献身100年記念事業の軌跡』家の光協会、2010年、76-87頁)、鍋谷由美子、前掲書など。

8 三原、前掲書第3巻、434頁

9 三原、前掲書第3巻、121頁

10 鍋谷由美子、前掲論文、73頁

それらを通して、ハルの公私における賀川豊彦の理解者、協力者としての側面と、パートナーシップにおいて発揮された「ハル自身の独自性」の側面の、両者の解明を試みる。

第1節では、ハルの生涯の概略を記す。第2節では、ハルがキリスト教信仰に入信し市民社会活動を開始する前半生に焦点を当て、ハルの女性観の変遷を辿る。その際、ハルの女性観が、キリスト教的価値観に裏付けられたものであり、かつ、市民社会に広かれた視野を持っていたことを明らかにする。第3節においては、ハルの出産後の育児期から晩年にいたる後半生に焦点を移し、ハルの家庭観を検討する。その際、ハルの家庭観が、同時代の良妻賢母的な色彩を帯びつつも、時代の枠組みに縛られることなく、家庭における夫婦の協調を射程に入れていた点を提示する。また、キリスト教的価値観が一層強調されると同時に、家庭を通して女性が市民社会において果たす役割を示唆するハルの視点を明らかにする。以上の考察を踏まえ、最後に、今後の課題とハルの女性観における今日的意義の提示を試みる。

## 第1節 賀川ハル生涯概略

ハルは、夫・豊彦と同じ1888年に生まれ、豊彦との出会いが信仰への大きな契機となり、24歳でキリスト教に入信する。25歳で豊彦と結婚後、生涯、豊彦と共に市民社会のための活動に携わる。その中には、労働者の女性の人権保護のための婦人運動である「覚醒婦人協会」において機関誌『覚醒婦人』の発行や演説会開催等の活動を展開するなど、ハル独自の活動もあった<sup>11</sup>。1960年の豊彦没後も、ハルは夫の残した社会事業を引き継ぎ、94歳で亡くなる。賀川ハルの日記や随筆、小説、講演記録など、現在入手できるハル関係の史料がほぼすべて収められている『賀川ハル史料集』全3巻<sup>12</sup>が2009年に発刊されたことにより、これまで注目される機会が少なかったハル自身の活動や思想についても身近に触れることが可能になった。

11 ハルが中心発起人となって展開した覚醒婦人協会についての詳細は、次の拙論を参照。「『男女の協働』とキリスト教公共哲学—賀川ハル(1888-1982)が覚醒婦人協会において目指した婦人運動」(『キリストと世界』25号、東京基督教大学、2015年、64-87頁)。

12 三原、前掲書第1-3巻

## 第2節 女性観の変遷：キリスト教信仰入信から市民社会活動初期を中心に

### (1) キリスト教信仰入信期：「愚なる」女性を「強からしめる」イエス

ハルが覚醒婦人協会の活動を開始するのは1921年であるが、ハルは当初から女性を取り巻く諸問題に対して、格別な高い意識を持っていたわけではない。例えば、ハルと豊彦が結婚する1913年以前、豊彦たちのキリスト教路傍伝道において、通りすがりの人々に向けて話をする女性を目にしたハルは、次のような感想を持ったとしている。

婦人が人の前で話が出来るとは余程の学者でなければならぬものゝ様に思つてゐた。<sup>13</sup>

つまり、人々に向けて「話が出来るとは」のは、男性か、もし女性であるならば、学識高い女性であるべきだ、と考えていたと読み取れる。しかし、このようなハルの女性観に、やがて変化がみられるようになる。

ところが新川に住む、私の内心軽蔑してゐる人達<sup>14</sup>がこの勇氣ある、そして他人の爲めになることを話せるその力に驚いた。全くイエスは人を強からしめると解つた。<sup>15</sup>

先述のハルの感想の直後の文章である。スラムにおける路傍伝道にて女性が大勢の前で話す姿を見たハルは、「イエスは人を強からしめると解つた」という。ここでは、ハルのキリスト教理解が、ハルの人間観・女性観に肯定的な影響を与えている様子が読み取れる。

また、ハルの結婚直後の日記には、「神は女をも用る給ふ。伝道は愚なるを以てよしとすと聖書にある通りである」<sup>16</sup>とも記し、ただ「人の前で話」もできず「愚か」である女性といった否定的女性観から、女性は「イエス」や「神」によって強くさ

---

13 賀川はる子「女中奉公と女工生活」(1923年)(三原、前掲書第1巻、47頁)。以下の引用に際して、旧漢字を常用漢字に変更した。

14 上記引用に登場する「婦人」、すなわち女性たちを指す。

15 賀川はる子「女中奉公と女工生活」(1923年)(三原、前掲書第1巻、47頁)

16 賀川ハル「1914年日記」(三原、前掲書第1巻、149頁)

れ、「他人の為めにな」りうるといふ、肯定的女性観に次第に目が開かれていく様子がみられる。

これらのハルの女性観がどのような聖書の根拠に基づいているのかはハルの言説の中では明言されておらず、またその理解が妥当か否かについてはさらなる議論の必要性もあるものの、少なくとも、ハルのキリスト教理解がハルの女性観に肯定的変化を及ぼしていることを自覚していることがうかがえる。

## (2) 婦人運動の興隆とハルの十年間

上記のように、キリスト教理解によって肯定的女性観へとハルの目が開かれていった大正期の同時代、日本では婦人運動の興隆期を迎えようとしていた。当時、欧米では、母性保護を唱えたスウェーデンのエレン・ケイ (Ellen K. S. Key 1849-1926年) や女性の社会進出を唱えたアメリカのシャーロット・パーキンズ・ギルマン (Charlotte Perkins Gilman 1860-1935年)、1879年に戯曲『人形の家』を発表したノルウェーのヘンリック・イブセン (Henrik Johan Ibsen 1828-1906年)、さらには産児制限を提唱したアメリカのマーガレット・サンガー (Margaret H. Sanger 1879-1966年) などによる女性運動が展開されていた。

この女性運動の波を受けるようにして、日本では、平塚らいてうによる「原始、女性は太陽であった」の巻頭言で知られた、機関誌『青鞥』(1911-16年)の刊行があった。20代の女性たちによって寄稿、編集された『青鞥』では、家と家との結婚という従来のある方を拒否するなど、新しい女性の生き方が提唱された。そして『青鞥』が廃刊となった後も、平塚らいてう、与謝野晶子、山川菊枝、山田わか等により、女性の母性保護か経済的自立かをめぐる母性保護論争(1918-19年)があり、また平塚らいてう、市川房枝、奥むめお等によって、女性の結社権や集会権を求める新婦人協会<sup>17</sup>(1919-22年)が結成されるなど、婦人運動が日本において

17 新婦人協会と賀川豊彦・ハル夫妻、また長谷川初音との関わりは深い。ハルも長谷川もともに新婦人協会の正会員であり、豊彦は賛助会員であった。また、ハルも長谷川も1921年(大正10)新婦人協会の講演会で講演者となっている。また、長谷川は新婦人協会の機関誌『女性同盟』にも、「男女共存のために婦人参政権を」(新婦人協会『女性同盟』6号、1921年3月)、「独言」(新婦人協会『女性同盟』11号、1921年8月)と題して寄稿している。また、ハルは新婦人協会の発起人である平塚らいてう、市川房枝とも個人的な交友があり、新婦人協会設立前には、1919年11月に平塚が神戸の賀川夫妻を訪問していること(1919年11月28日日記)や、晩年にも市川からの贈り物がハルに届けられている様子(1974年9月6日日記)がハルの日記には記録されている。

も興隆していた。また、北米のキリスト教界では、禁酒禁煙を軸とした女性運動が広く展開されており、その影響を受けてすでに1886年には、キリスト教の婦人運動である東京婦人矯風会<sup>18</sup>が設立され、禁酒運動、娼婦運動などを展開していた。このように、この時期は、新しく婦人運動がおこった日本近代女性史の始まりともいえるだろう。

これらの日本における婦人運動の興隆の機運は、ハルの日記にも反映されている。日記にはたびたび、婦人運動に取り組む女性による講演を聞いた様子が記録される。例えば、1914年3月には婦人矯風会の林歌子<sup>19</sup>や矢嶋楯子<sup>20</sup>の講演、また共立女子神学校<sup>21</sup>に入学した直後の1914年10月には河井道<sup>22</sup>の講演を聞きに出かけたと記録されている<sup>23</sup>。

また、ハルは書籍からの知的刺激も日記に克明に記録しているが、「トルストイ」、『天路歷程』<sup>24</sup>といったキリスト教関連書に加えて、ヘンリック・イプセンによる『人

---

18 現・日本キリスト教婦人矯風会

19 林歌子(1864-1946年)。1899年、日本キリスト教婦人矯風会大阪支部を設立する。1914年には婦人矯風会主催の演説会が神戸教会にて行われ、林が娼婦運動について講演しているが、これがハルが聞いた講演であろう。

20 矢嶋楯子(1833-1925年)。1886年、東京教婦人矯風会を組織する。ハルが講演を聞いた1914年は、全国組織である日本キリスト教婦人矯風会会頭として活動し、1914年に女子学院院長を降りたばかりの頃であった。

21 共立女子神学校は1881年(明治14)9月、バイブル・リーダーを養成する専門の学校、偕成伝道女学校として米国婦人一致外国伝道協会(W.U.M.S.)によって設立された。豊彦も共立女子神学校と関わりを持ち、1917年(大正6)6月の卒業式では豊彦が「使徒保羅の内生活」と題した講演を行い、また1932年(昭和7)の神学校校舎改築資金募集の改築事業賛助員としても名を連ねている。共立女子神学校の歴史に関しては、次の文献を参照。「横浜共立学園資料集」編集委員会『横浜共立学園資料集』横浜共立学園、2004年、704-755頁、「VI 永遠のひかり—共立女子神学校の歩み」(「横浜共立学園120年のあゆみ」編集委員会『横浜共立学園120年の歩み』横浜共立学園、1991年、243-266頁)、および「偕成伝道女学校、共立女子神学校、そしてバイブルウーマン—失われた姿を求めて」(『共立研究』Vol.VII, No.1、共立基督教研究所、2001年8月、4頁)。共立女子神学校時代のハルについての詳細は、別稿に譲りたい。

22 河井道(1877-1953年)。1912年、日本YWCA同盟総幹事に就任し、1929年、私立学校法人恵泉女学園(現在の恵泉女学園大学)を設立する。ハルが聞いたのは、1914年、河井のYWCA時代の講演であったと思われる。

23 賀川ハル「1914年日記」1914年3月8日(三原、前掲書第1巻、151頁)、1914年10月24日(三原、前掲書第1巻、191頁)。

24 賀川ハル「1914年日記」(三原、前掲書第1巻、158頁)

形の家』といった女性運動関連書も記される<sup>25</sup>。また、賀川夫妻にとって、平塚らいてうたちの新婦人協会との関わりが始まる1919年からハル自身が覚醒婦人運動を立ち上げる1921年頃になると、エレン・ケイ<sup>26</sup>の『思想の骨髄』、「サンガ婦人」<sup>27</sup>の『産児調整論』、市川房枝<sup>28</sup>の講演集といった、さらに多様な女性運動関連書名が日記に記録されるようになる。これらの多くは書名のみで、その読後の感想等は記載されていないため、どのような思想的影響をこれらの書籍から直接得たかについては不明であるが、少なくとも、ハルが当時興隆しつつあった婦人運動の動きを捉え、女性を取り巻く種々の課題に関心を寄せていたことは明らかである。

このような女性の講演や書物から知的刺激を受けるにしたがって、ハル自らも女性運動に関連した内容を語り始める。例えば、日本キリスト教婦人矯風会を設立した矢嶋楯子に賛同して、「矢嶋楯子は明治二十三年此の方、国家の為に祈る会を婦人等としてゐる。それは毎月第二火曜日だと云ふので、此日自分も祈る」<sup>29</sup>と記す。ここには、以前のような「愚か」な女性といった否定的女性観ではなく、肯定的かつ積極的な女性に関する発言がみられるようになる。

ハルの女性観にとって1910年代は、上記のように婦人運動家の演説や書籍から婦人運動に関連した知識を取り入れていた段階であり、それはハルの婦人運動という点からは準備期間といえるだろう。日本での婦人運動の興隆時期、ハル自身は1912年にキリスト教信仰に入信し、1913年に結婚、1914年から1917年まで共立女子神学校に在籍、そして1921年から1923年まで覚醒婦人運動の活動を展開した。まさに、日本の婦人運動の高まりの時期と、ハルの結婚から市民社会における活動拡大時期とが重なった10年間である。ハルにとって、この10年間は、自身の女

25 5月9日日記に『人形の家』を読んだと記述があるが、その10日ほど前の4月30日の日記には、松井須磨子によるトルストイ『復活』を見に行った記述がある。松井須磨子が演じたものへの関心から『人形の家』も手に取った可能性もある。ちなみに、この時、平塚らいてうのパートナーを指していると推測できる「奥村博史」を見た、と日記に記されている。

26 エレン・ケイ（1849-1926年）。スウェーデンの女性運動家で、平塚らいてうの『青鞥』で、その思想が紹介された。

27 マーガレット・ヒギンズ・サンガー（1879-1966年）。アメリカの産児制限活動家。

28 市川房枝（1893-1981年）。平塚らいてうと共に新婦人協会を設立し、良妻賢母論に反対し、戦前から戦後にかけて婦人参政権運動を主導し、1953年には自らも参議院議員となった。晩年の日記に市川房枝から贈り物があったことが記され、市川との交流が晩年まで続いていた様子が伺える。

29 賀川ハル「1914年日記」（三原、前掲書第1巻、153頁）

性観が大きく転換する、ターニング・ポイントとなる時期であったことがわかる。3年間の共立女子神学校在籍を経て、30代に入ったハルの女性の人権に関する発言は、それ以前と比較すると、次節に示すように、格段に直接的・実地的なものへと変化していく。

共立女子神学校時代の3年間は、多様な教団出身の北米からの女性宣教師たちや、女性の学友たちとの出会い等があった<sup>30</sup>。また、カリキュラムにおいては、祈りと伝道実践が重んじられ、かつ、教会だけではなく、刑務所、孤児院、慈善学校、慈善病院、少年院といった領域においても実習の機会が与えられていた。このように、多様な背景を持つ女性たちと共に、市民社会との関わりをなかで活動した経験は、ハルにとって、女性の生きる場は家庭内に限定されているのではなく、女性の能力があらゆる場所において発揮され得ることを実感する機会となったと推測することができる。

また共立女子神学校卒業後は、婦人運動に関わる人々との直接的な交流が生まれる。例えば、1919年の日記には、平塚らいてうが賀川夫妻を訪問し、新婦人協会設立のために奔走している様子が記される<sup>31</sup>。その後、平塚らいてうから「海草」が贈られてきたとの記述もある<sup>32</sup>。1920年には平塚らいてうの『夫人と子供権利』を読んだとの記録や<sup>33</sup>、その後平塚から「発表会」に誘われたが断る<sup>34</sup>、という記述もあり、平塚らいてうの婦人運動の動きを身近に把握している様子が伺える。また同年1920年には、与謝野晶子夫妻が賀川夫妻のもとを訪問している<sup>35</sup>。与謝野晶子と平塚らの間で繰り広げられた、女性の職業・自立・育児をめぐる母性保護論争が行われたのは1918年から1919年のことなので、論争の興奮冷めやらぬこの時期、平塚や与謝野夫妻との交流の場では、この論争のことも話題に上がったと推測するのは不自然なことではないだろう。

また、婦人運動に対するハル自身の見解もみられるようになる。矯風会とハルの関連については、共立女子神学校時代にハルも会員になったのではないかと加藤

---

30 ハルの入学が報告されている1914年のWUMS本部への年次報告書には、学生数が40名(本科36名、予科4名)であったと記されている。(「横浜共立学園資料集」編集委員会、前掲書、336頁)

31 賀川ハル「1919年日記」(三原、前掲書第1巻、245頁)

32 賀川ハル「1919年日記」(三原、前掲書第1巻、245頁)

33 賀川ハル「1920年日記」(三原、前掲書第1巻、249頁)

34 賀川ハル「1920年日記」(三原、前掲書第1巻、258頁)

35 賀川ハル「1920年日記」(三原、前掲書第1巻、258頁)



重が指摘しているが<sup>36</sup>、1920年の日記では矯風会の働きに対する厳しい指摘をする。

矯風会にしても教会でも、今日に於ては現代に遙に遅れてゐるので、折角日本のよいこの会が有りながら、何だか物たりない。近頃の新しい思想の人達は今の教会では満足しないで教会に来ずに居る。教会はその人達を捕へ得ない。余り狭い考へだからよい鯛をいつも逃して仕舞ふ。矯風会の眼目とするところは公娼廃止と禁酒問題だと云ふが禁酒はもはや国家問題となつてゐる。<sup>37</sup>

この矯風会では、1928年に豊彦と共に公娼廃止運動にも関わっている。これらの記述からは、1921年から23年にかけて覚醒婦人運動を結成する以前からハルが当時の婦人運動をよく把握しており、ハル自身も女性に関する課題に関心を抱いていた様子が伺える。

以上のように、ハルが結婚し、豊彦との結婚生活を経て共立女子神学校に在学、そして卒業し、スラム活動を再開した時期は、ハルにとって、キリスト教信仰と知的刺激によって女性観が大きく変化した時期であった。そしてこの時期がまさに、大正期の婦人運動の興隆時期でもあった。特にハルが共立女子神学校を卒業し、再びスラム活動に戻った時期は、ハル自身が婦人運動を開始するために、ハルの内的・外的の両面の要素にとって満を持した絶妙のタイミングであったといえるだろう。

### (3) 覚醒婦人協会活動時代

上記において、覚醒婦人協会の活動開始以前までのハルの女性観の変遷をみたが、次に、覚醒婦人協会機関誌『覚醒婦人』の発行人・編集人であった時代のハルの執筆や演説草稿から、覚醒婦人協会活動時期のハルの女性観を考察する。

例えば、覚醒婦人協会を立ち上げる直前であった1921年2月12日の新婦人協会による「覚醒婦人大会」の演説草稿には、「男子も女子も共に人間として勝劣はないと云はねばなりません」<sup>38</sup>とある。また、その翌年である1922年5月11日の新婦人協会の演説会における演説では次のように語る（以下、下線は筆者による）。

36 加藤重、前掲書、144頁

37 賀川ハル「1920年日記」（三原、前掲書第1巻、258頁）。禁酒はすでに国家問題になっているから、矯風会は禁酒よりも、さらに新しい別の課題に取り組むべきだ、という意味だろうか。

38 賀川はる「労働婦人の立場より」（1921年）（三原、前掲書第1巻、339頁）

野蛮時代より今日の文明時代に移った間、婦人は何等の社会的に貢献はなかつたのかと云へば、大いにあると云ものではなかつた。(中略) 現代の文明はやはり男子のみに依つてなされたものではない。(中略) 男子の人格を認めると同様、女子の人格を認めなくてはなりません。(中略) 覚醒した婦人は自分の人格を尊重すると同時に、他人の人権も尊重せねばならぬことを忘れてはならぬ。覚醒した婦人は進んで他を覚醒させねばならぬ。(中略) 工場内にある工女の人格無視も又甚だしいものである。<sup>39</sup>

工場の中の一婦人が覚醒して、工女であつても一個の人間である、自分の生存権を保つた現在の賃銀では余りに安価である。(中略) 茲に於て団結の必要を思ひます。中心より出ずるところの叫び、正義とそして団結の力であります。(中略) 一家の主婦達一人一人、社会に改革を求めることもあります。中心よりの訴へを心に持つ人もあるでせう。各自に種々の問題が有ること、思ひます。然し、一人一人では極めてその力の薄弱であることを感じない訳には行きませぬ。<sup>40</sup>

このハルの言説にみられる二点の特徴に注目したい。一点目は、男性と女性の両者の人格を尊重している点である。ハルは、「男子の人格を認めると同様、女子の人格を認めなくては」ならない、と述べる。ハルは、女性が決して男性に劣った存在なのではなく、一人の人格である、として女性の人権に言及すると同時に、それだけにとどまらず、男性の人権にも言及することで、ただ女性の人権を主張するだけではなく、人間としての男女の共通の人権であることを指し示している。

二点目は、「他者」に対する視点である。「自分の人格を尊重すると同時に、他人の人権も尊重せねばならぬ」と、ハルは述べる。男性と同等の権利を求め、女性自身の権利を主張するだけではなく、そこには、さらに広げられた男女を含めた「他者」への視点までもが伺える。このようなハルの他者への視点は、公共哲学で指摘される『異質な他者』『異質な人格』との協働の参加者となる世界』との共有点がみられる。公共哲学において稲垣は、「私」がさらに能動的に三人称の彼(ら)、彼女(ら)、さらには『異質な他者』『異質な人格』との協働の参加者となる世界に、公共世界

---

39 賀川はる子「婦人の覚醒」(1922年)(三原、前掲書第1巻、343頁)

40 賀川ハル「消費者の団結と婦人」(1921年頃)(三原、前掲書第1巻、436頁)

が開けてくる」<sup>41</sup>とするが、これをハルの視点に適用するならば、「女性」としての「個」、つまり「私」のみにとどまることなく、例えば「夫」や「同僚」といった親密圏で共に生きる男性である「彼ら」、そしてさらには、多様な他者を含む公共圏において共に社会を築く「他人」である「異質な他者」をも含むものだといえるだろう。

覚醒婦人協会活動期のハルの言説には、女性は誰でも尊重されるべき人権を備え、「文明に貢献」し、「価値」があり、「覚醒」できる存在であり、協働することにより、社会においては弱い存在であっても、強くなれるのだ、という肯定的・積極的女性観の確信がみられる。そこには、女性は「余程学者でないと」「つまらない者」だ、としていた以前のハルの否定的・消極的女性観はもはやみられない。

また、このようなハルの発言の背後には、明確なキリスト教信仰がみられる。

幸にイエスの恵に依つてこの発見をなし得たものは、よろしく神の栄のため、人類幸福のため、社会に対して奉仕するところの大からんことを願ふ。<sup>42</sup>

私はたゞ基督教の精神によつて生きるの外はありません。イエスの愛を思ふ時に私達の愛は燃え上り、私達の真実が力づけられます。そしてこの精神を、余りに貧しき物質と教養とに棄て放されてゐる人達の胸に移し、浸らし、燃え上らせたいと思ひます。<sup>43</sup>

両引用共に、覚醒婦人協会活動中の1921年、1922年の発言である。ハルの活動はキリスト教信仰に動機づけられていたことは明らかであり、またハルの人間観の背後に明確なキリスト教的価値観があったことがわかる。

ここまでみたように、1921年から1923年の覚醒婦人協会の活動時期までのハルの前半生における女性観の変遷に着目すると、キリスト教的基盤に立つ女性観・男性観からの影響という内的要因と共に、大正期における婦人運動の興隆という外的要因の両方がハルの女性観を形成する要因となっていたといえる。

覚醒婦人協会活動後、ハルは三児の母となり、「妻」「主婦」に加え、「母」とし

41 稲垣久和『宗教と公共哲学—生活世界のスピリチュアリティ』東京大学出版会、2004年、106頁

42 賀川はる「隠れたる真球（珠）の発見」（1921年）（三原、前掲書第1巻、315頁）

43 賀川春子「私と良人と仕事と」（1922年）（三原、前掲書第1巻、309頁）

ての役割も担うことになる。次節において、ハルの後半生における女性観が、ハル自身の家庭における役割の変化のなかで、どのように変容、もしくは維持されていくのかを検討する。

### 第3節 家庭における女性観：育児期から晩年を中心に

#### (1) 「社会」と「家庭」：対立から調和へ

34歳で長男を出産するまでは、ハルはスラムの中で豊彦と夫婦二人の家庭を築いた。現代の日本社会においては「キャリアウーマン」「ワーキングマザー」「ワーク・ライフ・バランス」といった女性の仕事や家庭におけるキャリアを表現する概念がしばしば取り上げられるが、ハルは、自らの公共領域における市民活動と私的領域における家庭での役割に関して、どのような視点を持っていたのだろうか。1922年のハルの言葉に次のようなものがある。

広い意味での社会全体と云ふものを考へ、そして自分もその一員であることを自覚する時に、私は社会対家庭と云ふもの、価値判断をすることを余り好みません。(中略) 私にとつては、それ<sup>44</sup>と、台所で働いて居る心持とに、何等の区別をも見出し得ないのでございます。<sup>45</sup>

覚醒婦人協会活動最中の言葉である。このハルの言説には、女性は家庭にあるべきだ、または、女性も自立すべきだ、といったかつて平塚らいてうや与謝野晶子らの間で交わされた母性保護論争のような議論はみられない。例えば平塚らいてうは、母性保護論争において、「よき母となろうと思へばよき職業婦人となり得ず、よき職業婦人となろうと思へばよき母となり得ず」という苦しいジレンマに(中略)陥らざるをえません<sup>46</sup>として、「母」であることと「職業婦人」であることを互いに相容れない役割として対立的に捉え、内面的葛藤を吐露する。また、大正期の新しい市民層である「職業婦人」の一例として、齋藤は、1910年代から20年代にかけて

---

44 豊彦の社会事業を助けること。

45 賀川春子「私と良人と仕事と」(1922年)(三原、前掲書第1巻、304頁)(『婦人之友』1922年1月号)

46 平塚らいてう「母性保護問題に就いて再び与謝野晶子に寄す」(香内信子編『資料・母性保護論争』ドメス出版、1984年、111頁)

の女性教員の職業と家庭の両立に関する課題を取り上げ、当時、女性教員という職種が、「判任官待遇」であったため、「身分が公に保障されており、安定という点で給与等の低さを凌駕する魅力を以て」おり、「このことは、いわゆる職業婦人と呼ばれた女性たちのなかで、小学校女性教員が他の職種に先駆けて結婚後も仕事を続けることを可能にさせたが、同時に〈職業と家庭の両立〉問題に早い時期から対峙せざるを得ない事態を生むことになった」<sup>47</sup>と指摘する。そのうえで、「性別役割分業観を大前提とし、仕事の有無にかかわらず家庭内のことは女性が担当することが絶対的な条件のもと、女性教員の『勤務能率』を向上させることと、良妻賢母としての女性教員の位置づけをどう『調和』させるかという点」<sup>48</sup>が議論されていたとして、当時の新しい「職業婦人」たちが、現代でいうところのワーク・ライフ・バランスのあり方を模索していた様子を浮き彫りにする。

それでは、ハルは、このような同時代の職業婦人たちが直面した、現代でいうところの職業と家庭の両立のジレンマや葛藤を抱えていなかったのだろうか。決してそうではないだろう。例えば、1914年の日記では、以下のように、ハルは家庭における女性としての自らのジレンマを記す。

いくら勉強し様と思つても、女はやはり台所もあるし洗濯もあるので、実際机に向ふのは少ないけれど、自分が心を着け様で実物に当るので、反つて勉強になるかも知れぬ。<sup>49</sup>

上記のようなジレンマは、「私は社会対家庭と云ふもの、価値判断をすることを余り好みません」以下の引用にみた1922年の時点においてはすでに克服した、ということだろうか。そうではないと考える。むしろ、覚醒婦人協会の活動を展開する1920年代に入ってもなおハルにとってのジレンマは継続しており、「私は社会対家庭と云ふもの、価値判断をすることを余り好みません」の発言に、そのハルの葛藤が反映されている、と考える。もしまったく葛藤を感じていないならば、「社会対家庭」という課題は意識上にも上らず、このような表現として現れることはないだろう。この当時、ハルは出産前であり、育児の時間的・労力的負担はなかったものの、

47 斎藤慶子『「女教員」と「母性」-近代日本における〈職業と家庭の両立〉問題』六花出版、2014年、ii頁

48 斎藤、前掲書、18頁

49 賀川ハル「1914年日記」(三原、前掲書第1巻、150頁)

ハルにとって「勉強」やスラムにおける働きと、それに対して家庭における「台所」での役割の間で、両者がいかに「両立」または「調和」可能なのかという内面的葛藤が、「私は社会対家庭と云ふものゝ価値判断をすることを余り好みません」とあえて表現する点に現れていると推測する。

このようなジレンマの継続がみられる一方、結婚直後の1914年の時点と、覚醒婦人協会活動最中にある1922年の時点におけるハルの言説には、決定的な違いもみられる。それは、1914年においてはジレンマに終始していたものが、1922年の言説には、そのジレンマを乗り越えようとする意志がみられる点である。ハルは「社会対家庭」という単純な対立的発想を拒否し、「何等の区別をも見出し得ない」として、「台所」すなわち「家庭」と「社会」とを二元論的に捉えることを拒んだ。市民社会における社会的事業と私的領域における家庭の働きに優劣をつけることをせず、ハル自身が、あるときには社会活動家として、あるときは主婦としての役割を経験しながら、そのいずれもが「社会」の「一員」としての働きであり、夫の事業を助けることと、「台所で働いて居る心持とに、何等の区別をも見出し得ない」ことを実感したのだろう。家庭と市民社会とが分断された領域ではないゆえに、女性が家庭のみに閉じられているのではなく、市民社会における役割に開かれており、その両者が女性にとっての必然的・補完的領域であるということができるとはならないだろうか。このように、家庭と市民社会における活動の両領域が賀川ハルという一人の人物の中において調和が保たれた状態であると理解することにより、「職業か家庭か」のジレンマの中を乗り越えようとしたのではないだろうか。

このような調和的・補完的理解は、同じく1922年新婦人協会演説会における演説草稿にも見出すことができる。

夫の内助者とし子女の母としての任務を尽す家庭の婦人、又外に出て職ある婦人、将又、工場にあつて労働に従事する婦人、是皆社会、国会に多大の貢献をなすものと云はねばなりません。<sup>50</sup>

ここでは、「母」「職ある婦人」「労働に従事する婦人」のいずれもが、「社会」「国会」に多大の貢献をなす、とし、女性としての役割には「母」であることを含みつつも、それだけに限定せず、「職ある婦人」「労働に従事する婦人」をも視野に入れている。

---

50 賀川はる子「婦人の覚醒」(1922年)(三原、前掲書第1巻、344頁)

大正時代は「職業婦人」や「主婦」という言葉が生まれた時代でもあった<sup>51</sup>。ハルもまたその時代の言葉を捉えつつ、女性が「家庭」や「職場」といった特定の領域のみに閉じこもるのではなく、公共的・公的な場のつながりの中にあることを主張することで、それらの領域が互いに対立する領域ではなく、いずれの領域もが女性の役割が発揮されうる場であることを示そうとしたのではないだろうか。

上記にみたように、ハルは市民社会と家庭とを対立的に捉えず、調和的に理解していた一方で、ハルの言説には、家庭における女性の役割を「台所」や「出産」と結びつける性別役割分業的認識が明確にみられる。先に挙げた引用にも「女はやはり台所もあるし洗濯もある」としていたが、次の執筆では、女性の役割を「出産」に還元する様子が見受けられる。

男子の労働に対する、婦人は産なるものが、それに依つて神を知ることが出来る。<sup>52</sup>

これは、男性の役割を「労働」に象徴し、それに対して女性の役割を「出産」に象徴させていると理解できるだろう。「夫」と「妻」という表現はここでは用いていないが、「出産」とあるので、この文脈においては「家庭における妻の役割」と、その対の概念として「家庭における夫の役割」を意図していると捉えることが自然だろう。また、女性を「台所」と結びつける傾向は、1920年頃の執筆にもみられる。1920年に出版されたハル著『貧民窟物語』の序文でハルは、「ただ夫を台所で迎へるに過ぎない無力なものであります」<sup>53</sup>と自らの立場を説明する。実際にはすでに夫・豊彦と共にスラムで活動に従事し、決して「ただ夫を台所で迎へるに過ぎない無力なもの」ではなかったはずである。この時期、ハルはスラム活動において3年間の中断時期を除いてもすでに5年近くがたっており、病む人の世話をし、路傍伝道に出かけ、スラムの人々の中で活動する日々が、日記には克明に記録されている。それにもかかわらず、ハルは自身の役割を「台所」とし、「無力なもの」と表現し、家庭における女性固有の領域を疑わない。

これらの市民活動初期の家庭における女性の役割に関するハルの記述から、二点

51 大正期における近代的「主婦」層の成立については、次の文献を参照。木村涼子『〈主婦〉の誕生—婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館、2010年

52 賀川ハル「1914年日記」（三原、前掲書第1巻、158頁）

53 賀川ハル「1914年日記」（三原、前掲書第1巻、153頁）

を指摘することができる。一点目は、私的領域である家庭と公共的領域である市民社会とを対立的もしくは二元論的に捉えることをしない点である。夫の事業を助けることと、「台所で働いて居る心持とに、何等の区別をも見出し得ない」として、家庭と市民社会における活動の分断を避け、その両者を調和的または補完的に理解することで、「職業か家庭か」のジレンマを乗り越えようとしたのではないだろうか。

二点目は、先述のようにキリスト教信仰入信直後から婦人運動開始以前の市民活動初期におけるハルの女性観は、「イエス」によって「強からしめる」というキリスト教的な「神の前における女性」という女性観にも目が開かれつつある一方、家庭における女性の役割を「台所」や「出産」に限定しようとする伝統的な性別役割分業の認識がみられる。

ただし、女性の人格が認められるべきであるとの認識と性別役割分業とは、必ずしも矛盾するものではない。神の前に人格を認められた一人の女性として、家庭という一つの共同体においては家庭の家事を役割として担う、という理解として調和しようとハルが考えていたと解釈することも可能である。

## (2) 夫への従順と妻への愛：家庭における夫婦の協調

ハルは1922年12月に長男を出産し、1923年関東大震災を機に救援活動のために東京に居を移した後、1925年に長女を出産、その後再び3年間ほど関西に移転するものの、1929年に次女を出産した後は再度東京に戻った。共にスラム活動に加わった同志たちの存在があったとはいえ、「家庭」という単位では豊彦と共にスラム活動に専念できた夫婦二人だけの生活とは異なり、家庭には三人の子供たちが加わり、伝道活動や市民社会活動でますます多忙な豊彦とは対照的に、ハルは家庭で育児中心の生活となる。

「台所」に加え、育児も担うようになったハルの市民社会における働きに、それまでも増して物理的制限が生じたこの時期、ハルは一層「家庭」に着目しはじめる。例えば、1928年の講演では、このように語っている。

私は親に愛しい我子を完全に養育し、その責任を果すには、母親たる者ハ宗教心一基督教一を持ち得る人でなければならないと深く思ひます。／斯くして家庭の母が、妻が、娘が、この崇高なる理想の持主となつて、今日の家庭生



活が潔められれば社会はより光明に輝くことと私は信じます。<sup>54</sup>

ここで、市民活動初期におけるハルの言説と比較し、二点の変化を指摘したい。第一の変化は、家庭の中における宗教の役割への言及である。1920年代前半では、女性の働きや役割に言及していても、その内容はキリスト教信仰と直接的に結びつけたものではなかった。ハル自身が明確なキリスト教信仰を持ち、また女性観の根底にキリスト教的視点を持っていたことは先述のように明らかであるが、例えば新婦人協会主催の演説会や覚醒婦人協会主催の演説会の演説内容において、キリスト教信仰への直接的な言及はみられない。それは、新婦人協会や覚醒婦人協会がキリスト者だけを対象とした団体ではないこと、キリスト教宣教を主目的とした団体ではないこと、そして多様な他者を会員として受け入れ、市民社会における開かれた活動を行うという点で公共性を持った団体であったからだと考えられる。しかし、ここにおいて家庭や母親の役割に関してハルが言及する際、宗教、すなわちキリスト教信仰との直接的な関わりを明言する。その理由の一点目として、婦人団体等における一員として語っているのではなく、ハル個人として語ることにより、ハル自身の信仰が表現可能となったのだろう。二点目の理由として、語られる場が、多様な他者を含む公共的団体ではなく、キリスト教主義の幼稚園や教会といった、より親密度の高いキリスト教的場であるため、キリスト教への言及が明確な形で可能となったのだろう。つまり、ハル自身の根本的なキリスト教信仰に基づく女性観・家庭観が1920年代前半と大きく変化したということではなく、どのような立場として語るか、そして、語られる場が変化したということだと考えられる。

第二の変化は、女性の役割として、妻や母としての立場が語られるようになる点である。それまでもハルは、女性の役割を例えば、「台所」という言葉に象徴させる形で言及することがあったが、「夫と妻」「母と子」といった関係性の中での女性の役割の言及は明確な形ではみられなかった。1920年代後半からの言説にこの傾向が濃厚にみられるようになるのは、「母と子」に関しては、実際にハル自身が育児を経験するようになったからではないだろうか。

ただし、1920年代前半においてもハルは「妻」であったことを考えると、なぜ1920年代前半の言説には「夫と妻」の関係性についての言及はないのかという疑問が生じる。推測される理由の一つとして、ハルが「母と子」の関係性に着目し始

54 賀川春子「家庭と宗教」（1928年）（三原、前掲書第2巻、93頁）

めたときに、改めて「夫と妻」の関係性の重要性に開眼するに至ったのではないだろうか。つまり、1920年代前半のハルは、「男性と女性」の両者における等しい人格、という視点を持っていたが、それは「夫と妻」とは異なる視点である。男性と女性との関係はより一般的・包括的であり、夫と妻の関係はより私的・限定的な関係である。市民活動初期において、豊彦は夫であると同時に、スラム活動を共に展開する同志でもあった。また婦人運動といった公共的な場に身を置いていた頃のハルにとっては、「女性と男性」という視点が「夫と妻」の視点に優先されていたとも考えられる。しかし、「この家で二番目の子を産みましてから、なんだかすつかり家庭内の仕事に閉じこもってしまったやうで、時折りは以前神戸で働いてる時のやうな、ピンと張りきつた緊張さが欠けて了つたやうで、淋しくなる事もございます」<sup>55</sup>というように、家庭という私的領域がハルの生活の中心の場所になったことで、「男性と女性」という包括的かつ一般論としての男女観だけではなく、「夫と妻」という私的領域における男女観、および家庭における夫と妻の役割にも着眼点が置かれるようになったとも考えられるだろう。

もう一つ推測される理由は、キリスト教との関わりである。ハルは、家庭に言及する際、「宗教」「キリスト教」「信仰」といった用語と共に使用する。1920年代前半の覚醒婦人協会や新婦人協会といった公共的領域で女性の人權について語る際、キリスト教との直接的な関係は語られなかった。しかし、1920年代後半になり、キリスト教的視点から家庭のあり方を考察し始めたときに、改めて、キリスト教的な家庭観には、ただ「母と子」だけではなく、その基盤には「こういうわけで、男は父母を離れて女と結ばれ、二人は一体となる」<sup>56</sup>という聖書の創世記が示す「夫と妻」の関係があることを認識したのではないだろうか。例えば、ハルは夫と妻の関係について、次のように語る。

今日の世相を見て、もつと宗教が家庭に入らねばならぬことを思ひます。(中略)  
キリスト教でハ純潔を尊びます。堅く一夫一婦を守ると云うことハ家庭に於て最も必要なことであります。之を破るとそこにハ幾多の悲劇が演じられます。<sup>57</sup>

ここでは、キリスト教的夫婦観として一夫一婦制が強調されている。また次の引用

55 「信仰生活の試練」(1925年)(三原、前掲書第2巻、56頁)

56 創世記2章24節『聖書 新共同訳』日本聖書協会、1987年(以下、聖書の引用は同聖書による)

57 賀川春子「家庭と宗教」(1928年)(三原、前掲書第2巻、91頁)

では、聖書と関連付けながら、夫婦関係における妻の役割を説く。

妻たる者よ、主に従ふごとく己の夫に従へ、夫は妻の為たりなればなり<sup>58</sup>、と聖書にある如く、よく夫に従ふ、選択に於て間違なく一たん夫と定めたれば柔順でなければならぬ。<sup>59</sup>

上記のようなハルの言説は、妻が夫に従うという側面が語られる。

しかし、1930年代後半になると、妻のみが夫に従順に仕え、子供を養育するというだけの家庭観ではなく、むしろ、夫と妻とが協働で家庭を立て上げていくという夫婦像が語られるようになる。例えば、ハルが創作した小説『太陽地に落ちず』に登場する二人の人物が、結婚について語り合う場面がある。

「吉田君、基督教の結婚式は実にいゝなあ。一妻たる者よ主に服ふ如く己の夫に服へ<sup>60</sup>—牧師からあ、云ふて貰ふと、女房もその心持になるやろかな—」だが町田さん夫にも聖書は示してゐるではありませんか。一斯くの如く夫はその妻を己の体のごとく愛すべし。妻を愛するは己を愛するなり<sup>61</sup>—とね…<sup>62</sup>

自分は妻に感謝の言葉を出したことは無かつた。妻の労をねぎろうこともなかつた。之も改めて行こう・・・(中略) 妻の行届かぬことを叱る計りで、導き教へると云ふことも勿論してゐない。凡ては先生に倣つて、神の旨に叶ふ家庭生活を営み度いと考へるのであつた。<sup>63</sup>

58 「妻たちよ、主に仕えるように、自分の夫に仕えなさい。キリストが教会の頭であり、自らその体の救い主であるように、夫は妻の頭だからです」(エフェソ5:22-23)を指していると思われる。

59 賀川春子「家庭と宗教」(1928年)(三原、前掲書第2巻、92頁)

60 「妻たちよ、主に仕えるように、自分の夫に仕えなさい」(エフェソ5:22)を指していると思われる。

61 「そのように夫も、自分の体のように妻を愛さなくてはなりません」(エフェソ5:28)を指していると思われる。

62 賀川春子『太陽地に落ちず』(1947年)(三原、前掲書第2巻、236頁)。ただし、初出は、1937年4月21日から8月11日まで、『基督教新聞』に92回にわたり掲載された連載小説「傷める葦」である。

63 賀川春子『太陽地に落ちず』(1937年)(三原、前掲書第2巻、237頁)

ここでは、妻は夫に従う、という点では1920年代後半の言説と共通しているが、夫婦の関係においてただ妻のみが一方向的に従うのではなく、夫の側もまた「妻を己の体のごとく愛」し、「妻に感謝の言葉を出」し、「妻の労をねぎ」らう必要があるとする。現代社会において、例えば夫も家事や育児を共に担う一端として父親の育児休業の拡充が求められていることと比較すれば、ハルの示す、夫と妻の家庭における歩み寄り是非常にささやかではある。しかし女性が参政権を獲得し行使する1946年以前である1937年の時点で、キリスト教的価値観に基づき、新しい夫婦像を描き出そうとした点においては、評価できるのではないだろうか<sup>64</sup>。

### (3) 子供を養育する使命と信仰：家庭から市民社会へ

晩年になり、60代以降になると、ハルは、家庭における夫婦間の関係性に言及すると同時に、母と子の関係も強調するようになる。ここにその特徴として、二点をまとめたい。

一点目は、夫婦間の関係性においてキリスト教的価値観を構築しようとしたと同様、親子間の関係性においても、キリスト教的価値観の必然性を示そうとした点である。

経済的にゆたかでない家庭でも、母がよい信仰をもつて、愛情ぶかく子供に接し、物質的にゆたかなだけが幸福ではない、きよい正しい生活の中に真のよろこびがある、ということ子供に教えこむならば子供はきつとその気になり得るでしょう。わがままでなく、やたらにものをほしがらず、誘惑におちいらないつよいものをもつことができるでしょう。それが何より尊ということです。これさえもつておれば、罪の社会にまきこまれたり、悪事をしたりするよう

---

64 『賀川ハル史料集』には収められていないハル史料の一つに、1931年9月9日から11月13日に『読売新聞』「婦人ページ」に掲載された身の上相談「悩める女性へ」欄における、回答28件(金子幸子によると29件。金子幸子『近代日本女性論の系譜』不二出版、1999年、228頁)がある。『賀川ハル史料集』に収められている1930年代初頭の資料は少ないという点からも、キリスト者を対象とした執筆ではなく、一般大衆を対象とした執筆であるという点からも貴重な資料である。ハルの回答から、一般大衆を対象とした回答においても、結婚までの純潔、一夫一妻主義等、結婚関係内のみ限定された性的関係が明確に示されており、夫婦関係のあり方において、キリスト者を対象としたものと、非キリスト者を対象としたものとのダブルスタンダードは示されていないことが分かる。詳細は別稿に譲りたい。

なことはないでしょう。<sup>65</sup>

家庭にはぜひ宗教的雰囲気がかほしいものです。財産、地位、名声よりも、子供にとって大事なことは、宗教的雰囲気の中で育てられることです。<sup>66</sup>

1920年代後半にもハルは、家庭における宗教性、すなわちキリスト教的価値観の必然性を説いていたが、1950年代に入ると、どのようにして子供をわがままから守るか、といったような育児に関する具体性がみられる。

二点目の特徴は、「社会」との関連性がより明確化される点である。母親としての女性の家庭における使命が「家庭」に限定されず、市民社会に対する働きの中に家庭のあり方が位置づけられる。

そして大人がああしてはいけない、こうしなくてはいけない、と口でいうよりも、母がいつも正しいきよめられた気持ちで、子供に接してゆくところに、大きな教育の効果があらわれるでしょう。それはわが子に対するばかりでなく、社会のために、母性はこれを遂行しなくてはなりません。貧しい家庭でも、平和で、神のめぐみに感謝し、そして、少しでも社会につくすことのできるよろこびをもつならば、物質によらぬたのしい生活ができます<sup>67</sup>

婦人が神の恵みを信じて、またこの恵みが自分だけでなく、罪のある人また迷っている人、また弱い人、小さい人の上にこれがおよんでいかなければならないという、その精神をもって働くところに、大きな働きが出来得る、こういうふうに思います。<sup>68</sup>

このようなハルの言説には、「わが子に対するばかりでなく、社会のために」母と

65 賀川春子「家庭に宗教的な雰囲気を」（『女性教養』2月（241）、日本女子社会教育会、1959年）（三原、前掲書第3巻、37頁）

66 賀川春子「家庭に宗教的な雰囲気を」（『女性教養』2月（241）、日本女子社会教育会、1959年）（三原、前掲書第3巻、38頁）

67 賀川春子「家庭に宗教的な雰囲気を」（『女性教養』2月（241）、日本女子社会教育会、1959年）（三原、前掲書第3巻、38頁）

68 賀川ハル「神を信じる母と子（一）」（三原、前掲書第3巻、81頁）

しての役割に努め、「社会に尽くすことのできるよろこびをもつ」ことが勧められる。また、「神の恵み」を知った女性は、「自分だけでなく、罪のある人また迷っている人、また弱い人、小さい人の上にこれがおよんで」いくため、「大きな働き」へと視点を向けるとする。ここには、夫婦間と親子間の親密な愛情の場である家庭は、同時に市民社会の一構成員として役割を担うべき存在であり、市民社会に開かれた共同体であることが示されているといえるだろう。家庭という私的・親密的領域である共同体と、市民社会という公共的領域とが分離しているのではなく、両領域間にはアクティブな相互作用があると実感するようになったとも推測できる。ハルにとって、それは、女性が母親として家庭を通して市民社会に貢献することを意味していた。一女性という個と、家庭という共同体と、市民社会という公共的領域とが互いに分離しているのではなく、キリスト教的価値観を基盤としながら、三者が有機的・相補的に結びついた視点であるといえるだろう。

また、アメリカにおける第二波フェミニズム運動の始まりとされるベティ・フリーダン (Betty Friedan) が、*The Feminine Mystique*<sup>69</sup>において、女性が家庭において家事・育児に専念するという伝統的性別役割分業への疑問を呈したのが1963年であり、そのフェミニズム運動の波を受けて日本で同書が邦訳されたのが1965年であることを考慮すると、1959年の時点において、家庭における子供の宗教的教育に対する母親の役割の重要性を指摘すると同時に、それが家庭内のみにとどまらず、市民社会への貢献としても語られる点で、1960年代以降米國フェミニズム運動の余波を受けて日本でも広がる女性の社会進出の興隆を先取りする視点となっているとも考える。

## 結：今後の課題と今日的意義に向けて

本稿では、賀川ハルの家庭観に着目し、家庭における女性の役割の理解、キリスト教的思想が女性観に与える影響等を浮き彫りにすることによって、生涯にわたって公私における賀川豊彦のパートナーとして歩んだハルの思想の解明の一端に取り組んだ。

一方で、昨今日本において叫ばれている「ワーク・ライフ・バランス」や「男女共同参画」のような、男女が共に市民社会と家庭において等しい役割を担う可能性

---

69 邦訳は、三浦富美子訳『新しい女性の創造』(大和出版、1965年)。

を探るといふ視点からすれば、ハルの女性観や家庭観の提唱はもどかしく映るかもしれない。ハルは、「外での労働」を男性の役割とし、「家事」を女性の役割として、伝統的な性別役割分業に肯定的であった。また、ハルの家庭観には、夫の子供に対する役割は言及されず、家庭内での父親の存在は見えてこない。賀川夫妻の育児期に、活動が多忙な夫・豊彦が留守がちであった個人的体験の影響があるのかもしれない。また、ハルが時代の文脈の制約の中にいたことを示すともいえるだろう。

今後、ハルの視点を考察するためには、夫である豊彦における女性観、および、同時代の他のキリスト者たちやまたキリスト教界外における例えば当時の婦人運動家たちの見解等との、さらなる比較検討も必要だろう。

また、豊彦が国内外を飛び回っている間、ハルは自宅で活動の事務作業を担っており、賀川夫妻のパートナーシップのあり方を考察するためには、市民社会活動における豊彦とハルの活動内容の実質的役割分担といった側面もさらに掘り起こされることが期待される。そのような点からも、ハルにとっての家庭は、他の一般的な家庭に比較すれば、家庭が私的領域だけでなく同時に公共的領域としての部分が少なからずあったという特殊性を考慮すると、ハルの家庭観を単純に一般化することは避けるべきかもしれないが、いずれにせよ、どのような家庭であっても、家庭は私的領域としてのみ完結しているのではなく、多かれ少なかれ、公共的領域とのつながりの中におかれている。その点において、ハルの、家庭と市民社会とのあり方の捉え方は、多くの家庭にとっても、一つの方向性を示すものとなりうるのではないかと考える。

現代の日本社会で取り組みが進められているワーク・ライフ・バランスを提唱する小室は、その定義を「『私生活の充実により仕事があまく進み』『仕事があまくいくことによって私生活も潤う』という仕事と生活の相乗効果を高める考え方と取り組み全般を指す」<sup>70</sup>として、「女性だけ」「育児だけ」がその対象なのではなく、「男性」や「介護」者をも含むすべての人々のワークとライフのバランスを目指すものであるとする<sup>71</sup>。しかし現実には、多くの面で実現の困難な壁が立ちあがる。男性の役割が家庭外における「仕事」に、そして女性の役割が「家庭」に限定される弊害は、日中幼い子供と母親だけが社会から隔絶される状況を表現する「孤育て」や、男性の過労死などにも象徴される。

70 小室淑恵『改訂版 ワークライフバランスー考え方と導入法』日本能率協会マネジメントセンター、2010年、1頁

71 小室、前掲書、3頁

ハルは、市民社会と家庭とのあり方を調和的に捉えようとしたが、それは、ワークとライフとを対立的に捉えるのではなく、その両方が補完的にその人の生の質を高めるものであるとする今日のワーク・ライフ・バランスが提唱する視点との共通項も見出すことが可能だろう。ハルの持つ、信仰に基づく家庭観、および家庭と市民社会とが分断されず、家庭が市民社会に対して開かれていく視点は、今日の日本社会における家庭のあり方にも少なからず示唆を与えるのではないだろうか。